

## 「資料 3 報告書の構成について」の修正箇所

該当箇所	修正前	修正後
報告書「はじめに」	第三者委員会設置までの経緯と目的、報告書作成の目的や考え方、再発防止の提言にあたっての意見表明等を記載	「はじめに」を3項にし、第1項で第三者委員会設置までの経緯と設置目的、第2項で委員会の視点と第三者性、第3項で委員会の限界と成果を記載
I 不適正事務処理の発生	委員会が検証を行う不適正事務処理の概要と内部調査の経緯や不適正事務処理発覚後の経緯を示したもの。	委員会の視点から不適正事務処理の概要と内部調査の経緯や不適正事務処理発覚後の経緯（第三者委員会の活動経緯についてはIIに統合）を示したもの。表題について「I 不適正事務処理の概要と報告までの市の取組みの経緯」とした。
II 委員会の役割と活動	1の設置目的中「第三者委員会を設置した。」	1の設置目的中「当委員会を設置された。」と改正前の案から修正
III 事実経過の検証	1委員会における協議経過で委員会における事実経過の検証についての協議経過を記載し、2の委員会における検証結果で市の事実経過の説明について矛盾がないことが、認められ、市の内部調査を尽くしても、動機等の部分についての解明は困難な部分があることは理解できるとした。そして委員会として不明な点があることを認識しつつ、市が確認している事実を踏まえて、原因分析・課題の検証を進めていく方針であることを記載している	表題を「III 事実経過検討における基本的認識」と修正した。 構成を変え、「1 今回の事件の社会福祉行政における問題の重大性と影響」を加え、委員会がこの事件の市政における重大性について分析した内容を記載。事件により、(1)市の生活保護行政に対する信頼性が損傷したこと。(2)市の生活保護実施体制への信頼性が損傷したことを指摘し、市全体に関わる重大な問題であることを指摘した。 また、「2 今回の事件が生活保護にもたらす否定的な影響」を加え、市政に及ぼす影響について分析した内容を記載。事件により(1)被保護者とCWとの信頼が損なわれ、生活保護における支援関係の脆弱化を招くおそれがあること。(2)特例扱いを引き合いに出され保護の適正実施を進めることに困難が生じること(3)被保護者への否定的な風評の拡大とその影響から保護受給をためらうおそれがあること。(4)不適正な公金管理による市民の納税意識・法令等遵守意識の低下する懸念を指摘した。 3委員会における検討経過4委員会における検証結果については、改正前の「1委員会における協議経過」を「3委員会における検討経過」に変更したものの3及び4については軽微な文言修正を行ったもののほぼ原案どおりとなっている。
IV 不適正事務処理の原因及び課題の検証	プロジェクトチームから説明をうけた。 奈尾委員から内部統制による「発見的統制及び予防的統制の検討」についてご意見をいただいた。	プロジェクトチームから説明を受け、それに対する質疑応答・協議を行った。 委員から、内部統制による「発見的統制及び予防的統制の検討」の意見が提出された。
V 再発防止の検証	1委員会における第5回の会議において 1委員会における協議経過④中「将来的に本庁組織に適切処遇推進の責任者を設置し、適切処遇の推進を図る。」	1委員会における第5回から第7回の会議にかけて 1委員会における協議経過④中「本庁組織に適正実施推進の指導者を設置するなど適正実施・適切処遇の推進を図る。」 2再発防止策に対する意見中「組織改正は中長期的な課題」を削除

VI再発防止に向けた7つの提言	<p>7つの提言と2.6の具体的な再発防止策</p> <p>2 運用変更中「運用面の不備として保護決定調書のみでの決裁」、「内部統制上の発見的統制」</p> <p>7 組織等の改善中「将来的に本庁組織に適切処遇推進の責任者を設置し、適切処遇の推進を図る。」</p>	<p>再発防止に向けた7つの提言と2.6の具体的な改善策</p> <p>2 運用変更中「運用面の不備として保護決定通知書や拳証資料等を添付せず保護決定調書のみでの決裁」、「内部統制上の発見的統制（リスクの事後的なコントロール）」</p> <p>5 研修の実施中</p> <p>「なお、研修については、通常業務に支障がないよう配慮し、職員が受講しやすい時期や方法により計画的に実施する必要があることも指摘しておく。」を追加した。</p> <p>7 組織等の改善中「本庁組織に適正実施推進の指導者を設置するなど適正実施・適切処遇の推進を図る。」</p>
報告書「おわりに」		新規に項目を追加